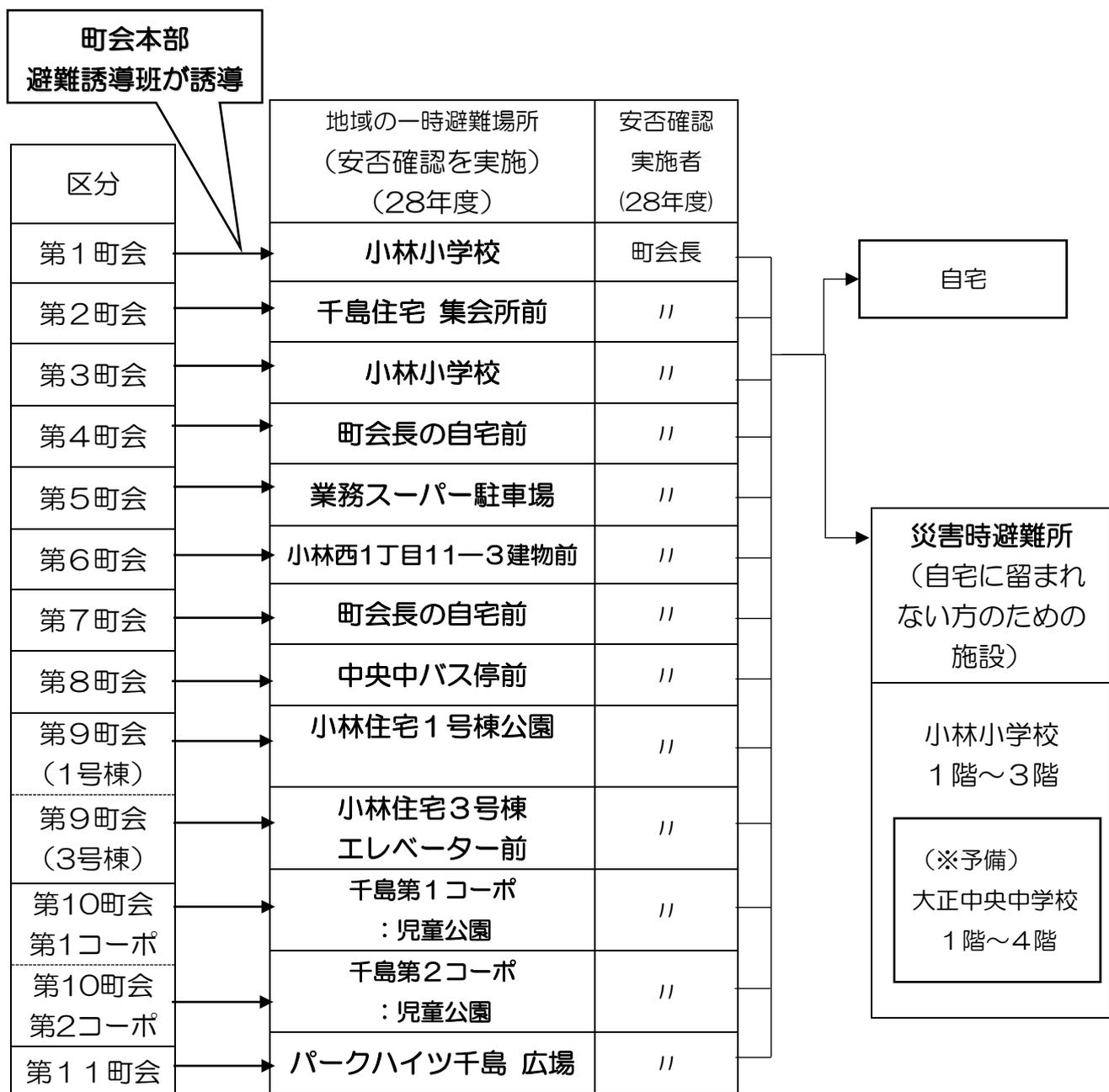


⑩ 直下型地震（津波なし）で自宅に留まれない人の避難行動】



⑪ 施設の安全点検【地域本部役員】

※集まった人で手分けをし、建物の安全点検を行った上で、避難者を受け入れてして下さい。

安全確認チェック表

- ・施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。
- ・確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は実施しないでください。
- ・これらのチェック項目はあくまでも応急的に確認するものであって、安全を保証するものではありません。

避難所名		日時	月	日	:	確認者	
------	--	----	---	---	---	-----	--

建物周囲・建物全体

隣接する建物が傾き、避難所に倒れこむ危険があるか	ある	ない
施設の周囲の地面に亀裂がないか	ある	ない
壁にひび割れがないか	ある	ない
建物の一部が崩れたり、傾いたりしていないか	ある	ない
出入口の扉が開閉できない箇所があるか	ある	ない

建物内部

上部確認		
天井の落下はないか	ある	ない
照明器具の落下や破損はないか	ある	ない
窓ガラス・窓枠の落下や破損はないか	ある	ない
下部確認		
床面の陥没はないか	ある	ない
窓ガラス等の飛散はないか	ある	ない
側面確認		
壁の破損やひび割れがないか	ある	ない
柱が折れたり割れたりしていないか	ある	ない
備品の転倒などはないか	ある	ない

ライフライン

水道が利用できるか	できる	できない
電気が利用できるか	できる	できない
ガスが利用できるか	できる	できない

- 建物の安全点検が行った後、避難者を受付し、避難者数を確認します。
避難者名簿は、避難者受入れ後、落ち着いてから行います。

□ 避難してきた地域住民は、町会単位でまとめてもらい、避難者受付簿を使用し、町会毎に避難人数を把握してください。他地域からの避難者等はそれぞれに受付します。



• MCA 無線を利用し、区役所に、男女別の避難者数を報告します。

【大正区災害対策本部：
個別通信701～705】

□ 落ち着いてから、世帯ごとに、避難者名簿を記入、提出してもらい、名簿づくりを進めていきます。

〇〇小学校避難所 受付票				受付日時： 月 日 時 分	
①ご本人					
フリガナ				健康状態 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 軽度のケガ・体調不良 <input type="checkbox"/> ケガ・体調不良(手当が必要) <input type="checkbox"/> 緊急手当が必要 <input type="checkbox"/> 介護・座がい者等で支援が必要 <input type="checkbox"/> 死亡	
氏名		生年月日 (西暦) 年 月 日			
年齢	才	性別 男 女		持病等	
自宅の損壊		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 全壊			
住所 <input type="checkbox"/> 自宅 → <input type="checkbox"/> その他の住所 → (マンション名・号室/ビル名・階数・店舗名等)				丁目 番 号	
自宅電話		-		携帯電話	
所属町会		該当する方のみ印 <input type="checkbox"/> 〇〇町会 <input type="checkbox"/> 〇〇町会 <input type="checkbox"/> 〇〇町会 <input type="checkbox"/> 〇〇町会 <input type="checkbox"/> 〇〇町会			

• MCA 無線を利用し、区役所に、男女別の避難者数と必要物品を報告します。

【大正区災害対策本部：
個別通信701～705】

□ 避難所入退所者届により、随時、避難者数を把握します。

(2)津波を伴う地震発生時の対応

★個人の行動

① 事前の準備（各自）

- 家族の間で、家族が一緒にない時間帯に津波が発生した場合の避難場所を、確認しておく。
- ラジオを備えておく。
- 携帯電話やスマートフォンのメール機能等による、家族、親戚又は知人等との連絡網*を整備しておく。
- 新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、別紙を基に「在宅避難（自宅で避難）」・「分散避難（親戚・知人宅等への避難）」の検討や非常用持出品の用意をしておく。

※連絡網の例

- ・ 家族、親戚又は知人等のメールアドレスのリストを予め作成しておき、災害時に一斉にメールを送信できるようにしておく。
- ・ コミュニケーションアプリで家族、親戚又は知人等とメッセージのやり取りをするためのグループを予め作成しておき、災害時に一斉にメッセージを発信できるようにしておく。

② 地震発生直後の安全の確保（各自）

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、揺れがおさまった後速やかに火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- 防災行政無線やラジオなどで情報収集し、津波避難ビルなど安全な場所への避難を開始する。
- 避難する場合は、ガスの元栓を閉めるとともに、電気のブレーカーを落とす。

★地域本部、避難所本部及び町会本部の活動

① 小中学校の鍵の開錠（鍵の保管者）

- 鍵の保管者（本計画書P10）は、震度5弱以上の地震が、休日又は平日夜間に発生した場合には、速やかに小林小学校、大正中央中学校の鍵を開錠し、避難者が一時避難できるようにする。

② 本部の立ち上げ（地域本部役員）

- 地域本部役員は、休日又は平日夜間に震度5弱以上の地震が発生したら、市からの情報がなくても、小林小学校（1階理科室（津波時は上階））に本部を立ち上げる。可能な場合は、区災害対策本部に連絡する。
（平日日中に、震度5弱以上の地震が発生した場合には、区災害対策本部及び学校関係者と協議、確認の上、本部を立ち上げる。）
- 地域本部に本部長が不在の場合は、事前に定めた順番による本部長代理者により、地域本部総務班、避難所本部総務部、避難所本部管理部（避難者）、避難所本部管理部（建物）、避難所本部救護部、避難所本部食糧・物資部の6班編成（災害時避難所が1か所の場合は5班）を編成し、本部を立ち上げる。

※小林小学校では、地域本部総務班が避難所本部総務部を兼ねる。
避難所本部各部の編成は、本部長が参集者の中から選任して行う。

- 地域本部役員は、建物内外の安全点検を行った後、避難者の受入れを行う。
- 地域本部役員は、本部内に地域の地図、防災マップ、役員名簿、災害時要支援者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 地域本部役員は、協力して地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じ、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

③ 情報収集及び伝達（地域本部・町会本部）

- 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で津波警報、大津波警報等の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、町会本部（情報班又は各町会長）と連絡をとり、町会本部の状況を確認する。
- 小林小学校災害対策本部が立ち上がっている場合、地域本部（総務班）は区災害対策本部の指示を受け、小林小学校より、下記の点について引継ぎを受けるとともに津波警戒解除による避難所開設後、速やかに避難所本部へ伝達する。
 - ・ 学校施設の被害状況（危険箇所を含む）…校舎配置図等へ被害状況を記載
 - ・ その他、地域本部・避難所運営上における留意事項

- 地域本部（避難誘導班）は、津波警報、大津波警報の発令後、速やかに、近隣の津波避難ビル（本計画書P.26を参照）に向かい、津波避難ビルの前で、ビル3階以上への避難誘導や、交通整理等を行う。
（地震発生後、（90）分を制限時間とする。）

- ④ 安否確認（町会本部）
 - 避難誘導班は、必要に応じ安否確認を行う。
（地震発生後、（90）分を確認活動の制限時間とする。）
* ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、迅速に区別できるようにすることが効果的です。

- ⑤ 消火活動（町会本部）
 - 消火班は、水バケツ、消火器で消火できる範囲（火災が天井まで）であれば消火を試みる。
（それ以上の規模の場合は、津波の危険性をかんがみ避難する。）

- ⑥ 救出・救護活動（町会本部）
 - 救出救護班は、二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。（地震発生後、（90）分を確認活動の制限時間とする。）
* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
 - 救出救護班は、救出活動人員の割り振りをする。
 - 救出救護班は、被災者が負傷している場合、止血等の応急手当を実施し、119番通報する。

- ⑦ 避難行動要支援者の避難支援（町会本部）
 - 避難誘導班は、事前に用意している要支援者名簿及び要支援者避難支援計画に基づき、自宅の損傷により避難所等に避難する必要のある要支援者の避難支援を行う。
 - 避難誘導班は、要支援者名簿及び要支援者避難支援計画がない場合には、民生・児童委員等と協力して要支援者の避難支援を行う。
 - 避難誘導班は、避難支援の制限時間（地震発生後90分）経過後、自らが避難する際には、「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。

⑧ 区役所等への連絡（地域本部）

- 総務班は、被害情報、活動情報等を区役所等に連絡する。
- 総務班は、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

⑨ 災害時避難所の立ち上げ（避難所本部）

- 管理部（避難者）は、自宅で生活できない避難者数に応じ、区役所職員や学校関係者と協力し、小林小学校、大正中央中学校の順に災害時避難所を立ち上げる。
- 管理部（建物）は、別紙1：レイアウト図（案）を参考に、学校内に、居住区域、更衣室、物干し場、炊き出し・食事配給場所、物資保管場所、情報コーナー、特設公衆電話コーナー、療養スペース等を設置するとともに、断水の場合には災害時用トイレを配備します。
- 救護部は、救護コーナー、福祉避難室を設置するとともに、各室内に受付コーナーと、備蓄倉庫にあるエヤマット、毛布を配備します。
- 食糧・物資部は、炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分を行う。
（各コーナー設営には、備蓄倉庫にある「避難所開設キット」を利用してください。）
- 総務部は、避難者の受入れが落ち着いた後、避難者の協力を得て、災害時避難所の運営にあたる「避難所運営委員会」を立ち上げます。
（※ 同委員会立ち上げ後の災害時避難所の運営は、同委員会による自主運営に委ねます。）
※避難所の立上げについては、上記のほか、「災害時避難所開設マニュアル」（P.5以降）をご覧ください。

⑩ 津波来襲時の避難行動の流れ

町会本部避難誘導班が誘導

区分		地域の一時避難場所 (安否確認を実施) (28年度)	安否確認 実施者 (28年度)		津波避難ビル		
第1町会	➡	小林小学校	町会長	➡	小林小・東館・4F	}	
第2町会	➡	千島住宅 集会所前	//	➡	千島住宅・4、5F		自宅
第3町会	➡	小林小学校	//	➡	小林小・北館・3、4F		災害時避難所 (自宅に留まれない方の施設)
第4町会	➡	町会長の自宅前	//	➡	中央中・北館・3F 大正スポーツセンター4、5F		
第5町会	➡	業務スーパー駐車場	//	➡	小林小・東館・3F 大正スポーツセンター4、5F		小林小学校 1階～3階
第6町会	➡	小林西1丁目11-3建 物前	//	➡	中央中・中央館・3F 大正スポーツセンター4、5F		
第7町会	➡	町会長の自宅前	//	➡	中央中・中央館・4F又は 大阪祭典		}
第8町会	➡	中央中バス停前	//	➡	中央中・中央館・3F又は 大阪祭典		
第9町会 (1号棟)	➡	小林住宅1号棟公園	//	➡	小林住宅1号棟(4階以上)		}
第9町会 (3号棟)	➡	小林住宅3号棟 エレベーター前	//	➡	小林住宅3号棟(4階以上)		
第10町会 第1コーポ	➡	千島第1コーポ : 児童公園	//	➡	千島第1コーポ・3、4階		}
第10町会 第2コーポ	➡	千島第2コーポ : 児童公園	//	➡	千島第2コーポ・3、4階		
第11町会	➡	パークハイツ千島 広場	//	➡	パークハイツ千島4階以上	(※予備) 大正中央 中学校 1階～4階	

※状況に応じて、町会付近の津波避難ビル【大正区防災マップ(p.27)に記載されている津波避難ビル】へも避難してください。

(前ページからの続き)

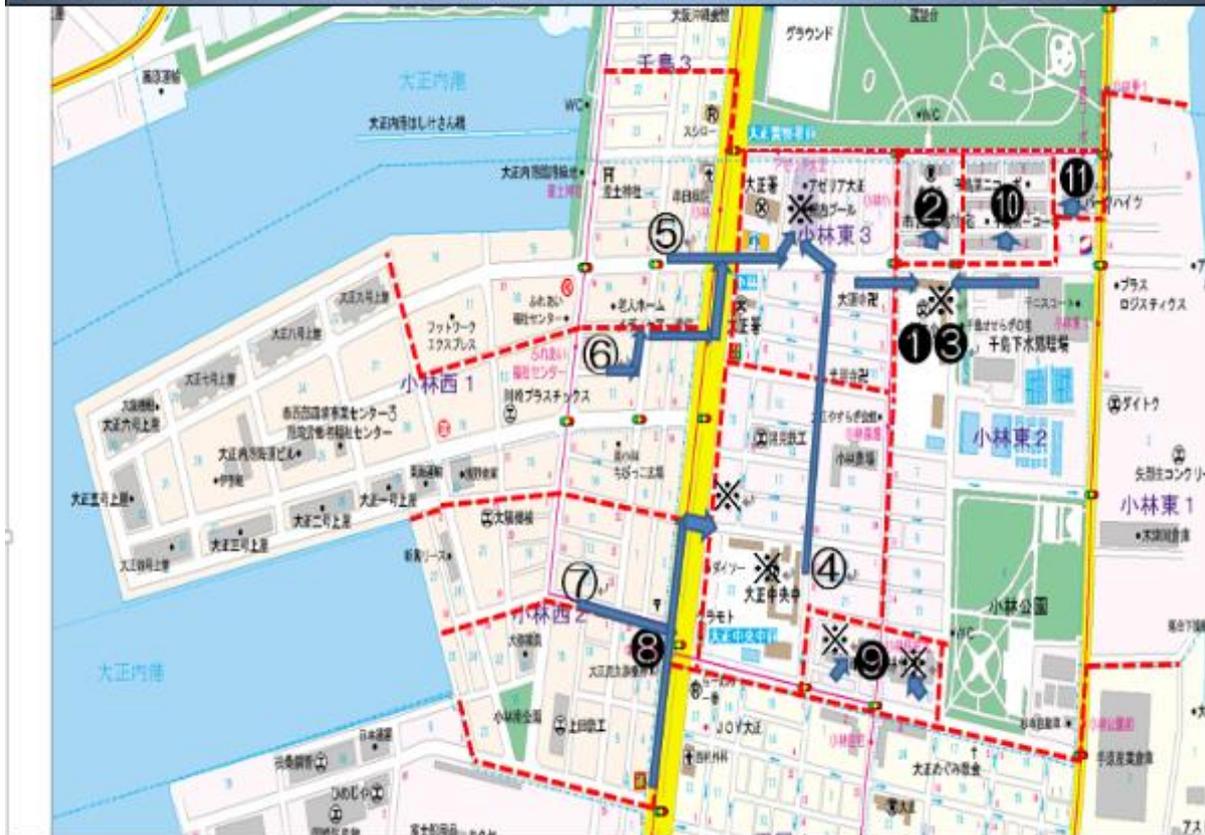
⑪ 施設の安全点検【避難所管理部（建物）】

⑫ 避難者の受入れ、情報伝達【避難所 本部管理部（避難者）】

※集まった人で手分けをし、小林小学校建物の安全点検を行った上で、避難者を受け入れて下さい。（使用する帳票は、本計画書P18を参照のこと。）

⑬ 津波避難マップ

津波避難ルート (○は地域の指定場所で、●は津波避難先で安否確認する町会を表します。)



(3)風水害（高潮など）発生時の対応

★個人の行動

① 事前の準備（各自）

- 家族の間で、家族が一緒にない時間帯に地震が発生した場合の避難場所を、確認しておく。
- ラジオを備えておく。
- 携帯電話やスマートフォンのメール機能等による、家族、親戚又は知人等との連絡網*を整備しておく。
- 新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、別紙を基に「在宅避難（自宅で避難）」・「分散避難（親戚・知人宅等への避難）」の検討や非常用持出品の用意をしておく。

※連絡網の例

- ・ 家族、親戚又は知人等のメールアドレスのリストを予め作成しておき、災害時に一斉にメールを送信できるようにしておく。
- ・ コミュニケーションアプリで家族、親戚又は知人等とメッセージのやり取りをするためのグループを予め作成しておき、災害時に一斉にメッセージを発信できるようにしておく。

★地域本部、避難所本部及び町会本部の活動

【災害発生前】

① 小中高校の鍵の開錠（鍵の保管者）

- 鍵の保管者（本計画書P10）は、市が休日又は平日夜間に警戒レベル3・高齢者等避難、警戒レベル4・全員避難を発令した場合には、速やかに小林小学校、大正中央中学校の鍵を開錠し、避難者が一時避難できるようにする。

自主避難について

警戒レベル3・警戒レベル4が発令されていない場合でも、暴風警報発令時に、自宅に滞在することに不安を感じる方々のために、地域住民の要望に応じて小林公園集会所（小林会館）等を開設し、自主避難できるようにする。

※新型コロナウイルス感染症に対する措置が十分に講じられる（ワクチンの開発・流通等）までの間は感染拡大防止のため、開設は行わない。

② 本部の立ち上げ（地域本部役員）

- 地域本部役員は、市が休日又は平日夜間に警戒レベル3・高齢者等避難、警戒レベル4・全員避難を発令した場合には、区災害対策本部及び学校関係者と協議、確認のうえ、小林小学校（1階理科室（津波時は上階））に本部を立ち上げる。
- 地域本部に本部長が不在の場合は、事前に定めた順番による本部長代理者により、地域本部総務班、避難所本部総務部、避難所本部管理部（避難者）、避難所本部管理部（建物）、避難所本部救護部、避難所本部食糧・物資部の6班（災害時避難所が1か所の場合は5班）を編成し、本部を立ち上げる。

※小林小学校では、地域本部総務班が避難所本部総務部を兼ねる。
避難所本部各部の編成は、本部長が参集者の中から選任して行う。

- 地域本部役員は、本部内に地域の地図、防災マップ、役員名簿、避難行動要支援者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

③ 情報収集及び伝達（地域本部・町会本部）

- 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で高潮警報等気象情報の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、町会本部（情報班又は各町会長）に伝達する。
- 町会本部（避難誘導班）は、市本部が避難勧告又は避難指示を行った後、速やかに、近隣の津波避難ビル（本計画書P.26を参照）に向かい、津波避難ビルの前で、ビル3階以上への避難誘導や、交通整理等を行う。
- 町会本部（情報班又は町会長）は、各町会内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、地域本部（総務班）に連絡する。

③ 組織内の連絡体制の確保（地域本部・町会本部）

- 地域本部及び町会本部の役員は、情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

④ 避難行動要支援者の避難支援（町会本部）

- 避難誘導班は、事前に用意している要支援者名簿及び要支援者避難支援計画に基づき、自宅の損傷により避難所等に避難する必要がある要支援者の避難支援を行う。
- 避難誘導班は、要支援者名簿及び要支援者避難支援計画がない場合には、民生・児童委員等と協力して要支援者の避難支援を行う。

* ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、避難支援の有無を迅速に区別できるようにすることが効果的です。

⑥ 資機材の確保（地域本部及び町会本部）

- 地域本部及び町会本部の役員は、災害発生に備え、防災資機材の確保や非常食等の確認を行う。

【災害発生後】

① 本部による指揮（地域本部）

- 地域本部役員は、協力して地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

② 情報収集及び伝達（地域本部及び町会本部）

- 地域本部（総務班）は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等で高潮情報等、気象情報の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝達等により、町会本部（情報班又は各会長）と連絡をとり、町会本部の状況を確認する。
- 小林小学校災害対策本部が立ち上がっている場合、地域本部（総務班）は区災害対策本部の指示を受け、小林小学校より、下記の点について引継ぎを受けるとともに高潮警戒解除による避難所開設後、速やかに避難所本部へ伝達する。
 - ・ 学校施設の被害状況（危険箇所を含む）…校舎配置図等へ被害状況を記載
 - ・ 避難者名簿〈作成中のもの〉
 - ・ その他避難所運営上における留意事項
- 町会本部（情報班又は各町会長）は、各町会内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝達等により地域本部（総務班）に連絡する。

③ 安否確認（町会本部）

- 避難誘導班は、必要に応じ地域住民の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、迅速に区別できるようにすることが効果的です。

④ 救出・救護活動（町会本部）

- 救出救護班は、二次災害に注意しながら、各町会単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。

- 救出救護班は、被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、119番通報する。
- ⑤ 災害時要支援者の避難支援（町会本部）
- 避難誘導班は、事前に用意している要支援者名簿及び要支援者避難支援計画に基づき、自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要支援者の避難支援を行う。
 - 避難誘導班は、要支援者名簿及び要支援者避難支援計画がない場合には、民生委員・児童委員等と協力して要支援者の避難支援を行う。
- ⑥ 区役所等への連絡（地域本部）
- 総務班は、被害情報、活動情報等を区役所等に連絡する。
 - 総務班は、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。
- ⑦ 災害時避難所の立ち上げ（避難所本部）
- 管理部（避難者）は、自宅で生活できない避難者数に応じ、区役所職員や学校関係者と協力し、小林小学校、大正中央中学校の順に災害時避難所を立ち上げる。
 - 管理部（建物）は、別紙1：レイアウト図（案）を参考に、小林小学校内に、居住区域、更衣室、物干し場、炊き出し・食事配給場所、物資保管場所、情報コーナー、特設公衆電話コーナー、療養スペース等を設置するとともに、断水の場合には災害時用トイレを配備します。
 - 救護部は、救護コーナー、福祉避難室を設置するとともに、各室内に受付コーナーと、備蓄倉庫にあるエアマット、毛布を配備します。
 - 食糧・物資部は、炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分を行う。
（各コーナー設営には、備蓄倉庫にある「避難所開設キット」を利用してください。）
 - 総務部は、避難者の受入れが落ち着いた後、避難者の協力を得て、災害時避難所の運営にあたる「避難所運営委員会」を立ち上げます。（※ 同委員会立ち上げ後の災害時避難所の運営は、同委員会による自主運営に委ねます。）
※避難所の立上げについては、上記のほか、「災害時避難所開設マニュアル」（P.5以降）をご覧ください。
- ⑧ 風水害（高潮など）発生時の避難行動
- 風水害（高潮など）発生時の避難行動は、津波来襲時の避難行動（本計画書P20）のとおりとする。

8. 平日夜間、休日での津波災害発生～災害時避難所開設までの流れ ー小林地域ー

